

開示しない部分並びに開示しないこととする根拠規定及び当該規定を適用する理由

該当文書	開示しない部分	開示しないこととする根拠規定 (東京都情報公開条例)	当該規定を適用する理由
<p>報告書 第2 現行PFI事業の考察 1 これまでの検証状況 (2) 検証報告書での評価の概要 イ 定性的評価</p>	<p>(イ) SPCの具体的な取組事例</p>	<p>第7条第3号</p>	<p>公にすることにより、当該法人における事業ノウハウが推測され、当該法人の競争上又は事業運営上の地位その他社会的な地位が損なわれると認められることから、条例第7条第3号に該当する。</p>
<p>報告書 第2 現行PFI事業の考察 2 本調査における追加的な検討 (2) 調達費の妥当性の確認(薬品、診療材料) イ 実績にかかるベンチマーク分析</p>	<ul style="list-style-type: none"> ・実績にかかるベンチマーク分析 ・a 薬品 (b)ベンチマーク結果 ・図表15 薬品のベンチマーク結果 ・図表16 薬品：上位20商品(群)の判定結果 	<p>第7条第3号、 同条第6号、 同条第7号</p>	<p>公にすることにより、当該法人における事業ノウハウが推測され、当該法人の競争上又は事業運営上の地位その他社会的な地位が損なわれると認められることから、条例第7条第3号に該当する。</p> <p>病院の事業運営に関する情報であり、これらを公にすることにより、病院の運営に支障を及ぼすおそれがあると認められるため、条例第7条第6号に該当する。</p> <p>委託企業から公にしないとの条件の下に提出された情報で、東京都立病院機構がその条件を了承したもので、公にすることにより、委託企業との信頼を不当に損なうことが認められることから、条例第7条第7号に該当する。</p>
<p>報告書 第2 現行PFI事業の考察 2 本調査における追加的な検討 (2) 調達費の妥当性の確認(薬品、診療材料) イ 実績にかかるベンチマーク分析</p>	<ul style="list-style-type: none"> ・b 診療材料 (b)ベンチマーク結果 ・図表17 診療材料のベンチマーク結果 ・図表18 診療材料：上位20商品(群)の判定結果 	<p>第7条第3号、 同条第6号、 同条第7号</p>	<p>公にすることにより、当該法人における事業ノウハウが推測され、当該法人の競争上又は事業運営上の地位その他社会的な地位が損なわれると認められることから、条例第7条第3号に該当する。</p> <p>病院の事業運営に関する情報であり、これらを公にすることにより、病院の運営に支障を及ぼすおそれがあると認められるため、条例第7条第6号に該当する。</p> <p>委託企業から公にしないとの条件の下に提出された情報で、東京都立病院機構がその条件を了承したもので、公にすることにより、委託企業との信頼を不当に損なうことが認められることから、条例第7条第7号に該当する。</p>

開示しない部分並びに開示しないこととする根拠規定及び当該規定を適用する理由

該当文書	開示しない部分	開示しないこととする根拠規定 (東京都情報公開条例)	当該規定を適用する理由
報告書 第2 現行PFI事業の考察 2 本調査における追加的な検討 (2) 調達費の妥当性の確認(薬品、診療材料) ウ 現行PFI事業終了後の方向性 (ア) 薬品	(ア) 薬品 (イ) 診療材料	第7条第5号、 同条第6号	都立病院機構における審議、検討又は協議に関する情報であって、公にすることにより率直な意見の交換若しくは意思決定の中立性が不当に損なわれるおそれ、不当に都民の間に混乱を生じさせるおそれがあるため、条例第7条第5号に該当する。 病院の事業運営に関する情報であり、これらを公にすることにより、病院の運営に支障を及ぼすおそれがあると認められるため、条例第7条第6号に該当する。
報告書 第2 現行PFI事業の考察 2 本調査における追加的な検討 (3) SPCの事業構造	・SPCの事業構造 ・図表20 株式会社メディカルマネジメント〇〇の期別決算の推移	第7条第3号、 同条第7号	公にすることにより、当該法人における事業ノウハウが推測され、当該法人の競争上又は事業運営上の地位その他社会的な地位が損なわれると認められることから、条例第7条第3号に該当する。 委託企業から公にしないとの条件の下に提出された情報で、東京都立病院機構がその条件を了承したもので、公にすることにより、委託企業との信頼を不当に損なうことが認められることから、条例第7条第7号に該当する。
報告書 第4 民間委託事業方式による委託範囲の検討 2 令和9年度以降の各業務の取扱い	図表27 令和9年度以降の各業務の取扱い	第7条第3号	公にすることにより、当該法人における事業ノウハウが推測され、当該法人の競争上又は事業運営上の地位その他社会的な地位が損なわれると認められることから、条例第7条第3号に該当する。
報告書 第4 民間委託事業方式による委託範囲の検討 3 法制度上の課題及び契約手法 (2) いわゆる偽装請負にならないための対応	図表28 病院の関与が必要な場面の対応	第7条第3号、 同条第6号	公にすることにより、当該法人における事業ノウハウが推測され、当該法人の競争上又は事業運営上の地位その他社会的な地位が損なわれると認められることから、条例第7条第3号に該当する。 病院の事業運営に関する情報であり、これらを公にすることにより、病院の運営に支障を及ぼすおそれがあると認められるため、条例第7条第6号に該当する。
報告書 第5 代表企業になりうる民間事業者の意向調査 1 ヒアリング対象企業等 3 調査内容	・ヒアリング対象企業等 ・調査内容	第7条第3号	公にすることにより、当該法人における事業ノウハウが推測され、当該法人の競争上又は事業運営上の地位その他社会的な地位が損なわれると認められることから、条例第7条第3号に該当する。

開示しない部分並びに開示しないこととする根拠規定及び当該規定を適用する理由

該当文書	開示しない部分	開示しないこととする 根拠規定 (東京都情報公開条例)	当該規定を適用する理由
報告書 第5 代表企業になりうる民間事業者の意向調査 4 調査結果	調査結果	第7条第3号、 同条第7号	<p>公にすることにより、当該法人における事業ノウハウが推測され、当該法人の競争上又は事業運営上の地位その他社会的な地位が損なわれると認められることから、条例第7条第3号に該当する。</p> <p>委託企業から公にしないとの条件の下に提出された情報で、東京都立病院機構がその条件を了承したもので、公にすることにより、委託企業との信頼を不当に損なうことが認められることから、条例第7条第7号に該当する。</p>
報告書 第6 官民のリスク分担に関する分析	図表39 リスク分担表	第7条第3号	<p>公にすることにより、当該法人における事業ノウハウが推測され、当該法人の競争上又は事業運営上の地位その他社会的な地位が損なわれると認められることから、条例第7条第3号に該当する。</p>
報告書 第7 VFM等の算定及び分析 2 VFMの算出対象とする事業パターン 5 設定した条件 6 算出方法 7 算出結果	<ul style="list-style-type: none"> ・ VFMの算出対象とする事業パターン ・ 図表43 VFM算出にあたり設定した条件 ・ 算出方法 ・ (1) P S C ・ (2) P F I L C C ・ 算出結果 ・ 図表44 VFMの算出結果 	第7条第3号	<p>公にすることにより、当該法人における事業ノウハウが推測され、当該法人の競争上又は事業運営上の地位その他社会的な地位が損なわれると認められることから、条例第7条第3号に該当する。</p>

開示しない部分並びに開示しないこととする根拠規定及び当該規定を適用する理由

該当文書	開示しない部分	開示しないこととする 根拠規定 (東京都情報公開条例)	当該規定を適用する理由
報告書 第8 事業方式の変更に伴う影響	<ul style="list-style-type: none"> ・ 事業方式の変更に伴う影響 ・ 図表45 医療関連サービスの問題点・課題 	第7条第3号	公にすることにより、当該法人における事業ノウハウが推測され、当該法人の競争上又は事業運営上の地位その他社会的な地位が損なわれると認められることから、条例第7条第3号に該当する。
報告書 第8 事業方式の変更に伴う影響 2 人員体制の確保 3 品質の変動	<ul style="list-style-type: none"> ・ 人員体制の確保 ・ 図表46 統括マネジメント業務を病院職員に切り替えた場合の必要人員数 ・ 品質の変動 ・ 図表48 主なBPRの取組み 	第7条第3号、 同条第7号	公にすることにより、当該法人における事業ノウハウが推測され、当該法人の競争上又は事業運営上の地位その他社会的な地位が損なわれると認められることから、条例第7条第3号に該当する。 委託企業から公にしないとの条件の下に提出された情報で、東京都立病院機構がその条件を了承したもので、公にすることにより、委託企業との信頼を不当に損なうことが認められることから、条例第7条第7号に該当する。
報告書 第9 事業実施スケジュールの検討	図表49 事業実施スケジュール	第7条第5号	都立病院機構における審議、検討又は協議に関する情報であって、公にすることにより率直な意見の交換若しくは意思決定の中立性が不当に損なわれるおそれ、不当に都民の間に混乱を生じさせるおそれがあるため、条例第7条第5号に該当する。
報告書 第10 民間委託事業方式の導入についての総合評価	<ul style="list-style-type: none"> ・ 民間委託事業方式の導入についての総合評価 ・ 図表51 事業方式間の比較 	第7条第3号、 同条第5号	公にすることにより、当該法人における事業ノウハウが推測され、当該法人の競争上又は事業運営上の地位その他社会的な地位が損なわれると認められることから、条例第7条第3号に該当する。 病院機構における審議、検討又は協議に関する情報であって、公にすることにより率直な意見の交換若しくは意思決定の中立性が不当に損なわれるおそれ、不当に都民の間に混乱を生じさせるおそれがあるため、条例第7条第5号に該当する。
報告書 参考 病院PFI事業の一覧	病院PFI事業の一覧	第7条第3号	公にすることにより、当該法人における事業ノウハウが推測され、当該法人の競争上又は事業運営上の地位その他社会的な地位が損なわれると認められることから、条例第7条第3号に該当する。

開示しない部分並びに開示しないこととする根拠規定及び当該規定を適用する理由

該当文書	開示しない部分	開示しないこととする 根拠規定 (東京都情報公開条例)	当該規定を適用する理由
参考資料1 委託範囲の検討〔検討にあたり考慮すべき事項、方針(案)〕 1 統括マネジメント業務 2 病院施設等維持管理業務 3 病院運営業務 4 調達業務	<ul style="list-style-type: none"> ・ 検討にあたり考慮すべき事項 ・ P F I 事業の対象・考え方 	第7条第3号、 同条第7号	<p>公にすることにより、当該法人における事業ノウハウが推測され、当該法人の競争上又は事業運営上の地位その他社会的な地位が損なわれると認められることから、条例第7条第3号に該当する。</p> <p>委託企業から公にしないとの条件の下に提出された情報で、東京都立病院機構がその条件を了承したもので、公にすることにより、委託企業との信頼を不当に損なうことが認められることから、条例第7条第7号に該当する。</p>
[参考] 委託範囲の検討〔現行PFI事業の評価、次期事業での包含可能性〕 1 統括マネジメント業務 2 病院施設等維持管理業務 3 病院運営業務 4 調達業務	<ul style="list-style-type: none"> ・ 現行P F I 事業の評価 ・ 次期事業での包含可能性 	第7条第3号、 同条第6号、 同条第7号	<p>公にすることにより、当該法人における事業ノウハウが推測され、当該法人の競争上又は事業運営上の地位その他社会的な地位が損なわれると認められることから、条例第7条第3号に該当する。</p> <p>病院の事業運営に関する情報であり、これらを公にすることにより、病院の運営に支障を及ぼすおそれがあると認められるため、条例第7条第6号に該当する。</p> <p>委託企業から公にしないとの条件の下に提出された情報で、東京都立病院機構がその条件を了承したもので、公にすることにより、委託企業との信頼を不当に損なうことが認められることから、条例第7条第7号に該当する。</p>
参考資料2 民間事業者への意向調査結果	民間事業者への意向調査結果	第7条第3号、 同条第7号	<p>公にすることにより、当該法人における事業ノウハウが推測され、当該法人の競争上又は事業運営上の地位その他社会的な地位が損なわれると認められることから、条例第7条第3号に該当する。</p> <p>委託企業から公にしないとの条件の下に提出された情報で、東京都立病院機構がその条件を了承したもので、公にすることにより、委託企業との信頼を不当に損なうことが認められることから、条例第7条第7号に該当する。</p>

開示しない部分並びに開示しないこととする根拠規定及び当該規定を適用する理由

該当文書	開示しない部分	開示しないこととする根拠規定 (東京都情報公開条例)	当該規定を適用する理由
<p>参考資料3</p> <p>見積書の取得状況</p> <p>1 建築物保守管理業務 建築附帯設備保守管理業務 外構施設保守管理業務 植栽管理業務 環境衛生管理業務（エネルギー提供業務以外）</p> <p>2 清掃業務</p> <p>3 保安警備業務</p> <p>4 医事業務 診療情報管理業務</p> <p>5 検体検査業務</p> <p>6 物品管理業務</p> <p>7 食事の提供業務</p> <p>8 滅菌消毒業務</p> <p>9 リネンサプライ業務</p> <p>10 医療作業業務</p> <p>11 医療機器管理・保守点検業務</p> <p>12 その他業務</p> <p>13 薬品の調達</p> <p>14 診療材料等の調達</p>	<ul style="list-style-type: none"> ・ 現行協力企業 ・ NO. ・ 企業名 ・ 対応 ・ 対応○の場合 ・ 対応△の場合 ・ 対応×の場合 ・ 見積取得に至らなかった場合の代替手段の案 	<p>第7条第3号、 同条第7号</p>	<p>公にすることにより、当該法人における事業ノウハウが推測され、当該法人の競争上又は事業運営上の地位その他社会的な地位が損なわれると認められることから、条例第7条第3号に該当する。</p> <p>委託企業から公にしないとの条件の下に提出された情報で、東京都立病院機構がその条件を了承したもので、公にすることにより、委託企業との信頼を不当に損なうことが認められることから、条例第7条第7号に該当する。</p>
<p>参考資料4</p> <p>VFMの諸元の整理</p> <p>1 統括マネジメント業務</p> <p>2 個別業務 (1) 維持管理業務 (2) 運営業務 (3) 調達業務</p>	<ul style="list-style-type: none"> ・ P S C ・ 採用 ・ P F I 事業で行ったときの L C C (P F I - L C C) 	<p>第7条第3号、 同条第7号</p>	<p>公にすることにより、当該法人における事業ノウハウが推測され、当該法人の競争上又は事業運営上の地位その他社会的な地位が損なわれると認められることから、条例第7条第3号に該当する。</p> <p>委託企業から公にしないとの条件の下に提出された情報で、東京都立病院機構がその条件を了承したもので、公にすることにより、委託企業との信頼を不当に損なうことが認められることから、条例第7条第7号に該当する。</p>

開示しない部分並びに開示しないこととする根拠規定及び当該規定を適用する理由

該当文書	開示しない部分	開示しないこととする 根拠規定 (東京都情報公開条例)	当該規定を適用する理由
令和〇年〇月〇日打合せ記録	打合せ記録の一部	第7条第2号、 同条第3号、 同条第5号、 同条第6号、 同条第7号	<p>他の情報と照合することにより、特定の個人を識別することができる情報であるため、条例第7条第2号に該当する。</p> <p>公にすることにより、当該法人における事業ノウハウが推測され、当該法人の競争上又は事業運営上の地位その他社会的な地位が損なわれると認められることから、条例第7条第3号に該当する。</p> <p>都立病院機構における審議、検討又は協議に関する情報であって、公にすることにより率直な意見の交換若しくは意思決定の中立性が不当に損なわれるおそれ、不当に都民の間に混乱を生じさせるおそれがあるため、条例第7条第5号に該当する。</p> <p>病院の事業運営に関する情報であり、これらを公にすることにより、病院の運営に支障を及ぼすおそれがあると認められるため、条例第7条第6号に該当する。</p> <p>委託企業から公にしないとの条件の下に提出された情報で、東京都立病院機構がその条件を了承したもので、公にすることにより、委託企業との信頼を不当に損なうことが認められることから、条例第7条第7号に該当する。</p>

開示しない部分並びに開示しないこととする根拠規定及び当該規定を適用する理由

該当文書	開示しない部分	開示しないこととする 根拠規定 (東京都情報公開条例)	当該規定を適用する理由
令和〇年〇月〇日打合せ記録	打合せ記録の一部	第7条第2号、 同条第3号、 同条第5号、 同条第6号、 同条第7号	<p>他の情報と照合することにより、特定の個人を識別することができる情報であるため、条例第7条第2号に該当する。</p> <p>公にすることにより、当該法人における事業ノウハウが推測され、当該法人の競争上又は事業運営上の地位その他社会的な地位が損なわれると認められることから、条例第7条第3号に該当する。</p> <p>都立病院機構における審議、検討又は協議に関する情報であって、公にすることにより率直な意見の交換若しくは意思決定の中立性が不当に損なわれるおそれ、不当に都民の間に混乱を生じさせるおそれがあるため、条例第7条第5号に該当する。</p> <p>病院の事業運営に関する情報であり、これらを公にすることにより、病院の運営に支障を及ぼすおそれがあると認められるため、条例第7条第6号に該当する。</p> <p>委託企業から公にしないとの条件の下に提出された情報で、東京都立病院機構がその条件を了承したもので、公にすることにより、委託企業との信頼を不当に損なうことが認められることから、条例第7条第7号に該当する。</p>

開示しない部分並びに開示しないこととする根拠規定及び当該規定を適用する理由

該当文書	開示しない部分	開示しないこととする 根拠規定 (東京都情報公開条例)	当該規定を適用する理由
令和〇年〇月〇日打合せ記録	打合せ記録の一部	第7条第2号、 同条第3号、 同条第5号、 同条第6号、 同条第7号	<p>他の情報と照合することにより、特定の個人を識別することができる情報であるため、条例第7条第2号に該当する。</p> <p>公にすることにより、当該法人における事業ノウハウが推測され、当該法人の競争上又は事業運営上の地位その他社会的な地位が損なわれると認められることから、条例第7条第3号に該当する。</p> <p>都立病院機構における審議、検討又は協議に関する情報であって、公にすることにより率直な意見の交換若しくは意思決定の中立性が不当に損なわれるおそれ、不当に都民の間に混乱を生じさせるおそれがあるため、条例第7条第5号に該当する。</p> <p>病院の事業運営に関する情報であり、これらを公にすることにより、病院の運営に支障を及ぼすおそれがあると認められるため、条例第7条第6号に該当する。</p> <p>委託企業から公にしないと条件の下に提出された情報で、東京都立病院機構がその条件を了承したもので、公にすることにより、委託企業との信頼を不当に損なうことが認められることから、条例第7条第7号に該当する。</p>

開示しない部分並びに開示しないこととする根拠規定及び当該規定を適用する理由

該当文書	開示しない部分	開示しないこととする 根拠規定 (東京都情報公開条例)	当該規定を適用する理由
令和〇年〇月〇日打合せ記録	打合せ記録の一部	第7条第2号、 同条第3号、 同条第5号、 同条第6号、 同条第7号	<p>他の情報と照合することにより、特定の個人を識別することができる情報であるため、条例第7条第2号に該当する。</p> <p>公にすることにより、当該法人における事業ノウハウが推測され、当該法人の競争上又は事業運営上の地位その他社会的な地位が損なわれると認められることから、条例第7条第3号に該当する。</p> <p>都立病院機構における審議、検討又は協議に関する情報であって、公にすることにより率直な意見の交換若しくは意思決定の中立性が不当に損なわれるおそれ、不当に都民の間に混乱を生じさせるおそれがあるため、条例第7条第5号に該当する。</p> <p>病院の事業運営に関する情報であり、これらを公にすることにより、病院の運営に支障を及ぼすおそれがあると認められるため、条例第7条第6号に該当する。</p> <p>委託企業から公にしないと条件の下に提出された情報で、東京都立病院機構がその条件を了承したもので、公にすることにより、委託企業との信頼を不当に損なうことが認められることから、条例第7条第7号に該当する。</p>

開示しない部分並びに開示しないこととする根拠規定及び当該規定を適用する理由

該当文書	開示しない部分	開示しないこととする 根拠規定 (東京都情報公開条例)	当該規定を適用する理由
令和〇年〇月〇日打合せ記録	打合せ記録の一部	第7条第2号、 同条第3号、 同条第5号、 同条第6号、 同条第7号	<p>他の情報と照合することにより、特定の個人を識別することができる情報であるため、条例第7条第2号に該当する。</p> <p>公にすることにより、当該法人における事業ノウハウが推測され、当該法人の競争上又は事業運営上の地位その他社会的な地位が損なわれると認められることから、条例第7条第3号に該当する。</p> <p>都立病院機構における審議、検討又は協議に関する情報であって、公にすることにより率直な意見の交換若しくは意思決定の中立性が不当に損なわれるおそれ、不当に都民の間に混乱を生じさせるおそれがあるため、条例第7条第5号に該当する。</p> <p>病院の事業運営に関する情報であり、これらを公にすることにより、病院の運営に支障を及ぼすおそれがあると認められるため、条例第7条第6号に該当する。</p> <p>委託企業から公にしないとの条件の下に提出された情報で、東京都立病院機構がその条件を了承したもので、公にすることにより、委託企業との信頼を不当に損なうことが認められることから、条例第7条第7号に該当する。</p>

開示しない部分並びに開示しないこととする根拠規定及び当該規定を適用する理由

該当文書	開示しない部分	開示しないこととする 根拠規定 (東京都情報公開条例)	当該規定を適用する理由
令和〇年〇月〇日打合せ記録	打合せ記録の一部	第7条第2号、 同条第3号、 同条第5号、 同条第6号、 同条第7号	<p>他の情報と照合することにより、特定の個人を識別することができる情報であるため、条例第7条第2号に該当する。</p> <p>公にすることにより、当該法人における事業ノウハウが推測され、当該法人の競争上又は事業運営上の地位その他社会的な地位が損なわれると認められることから、条例第7条第3号に該当する。</p> <p>都立病院機構における審議、検討又は協議に関する情報であって、公にすることにより率直な意見の交換若しくは意思決定の中立性が不当に損なわれるおそれ、不当に都民の間に混乱を生じさせるおそれがあるため、条例第7条第5号に該当する。</p> <p>病院の事業運営に関する情報であり、これらを公にすることにより、病院の運営に支障を及ぼすおそれがあると認められるため、条例第7条第6号に該当する。</p> <p>委託企業から公にしないとの条件の下に提出された情報で、東京都立病院機構がその条件を了承したもので、公にすることにより、委託企業との信頼を不当に損なうことが認められることから、条例第7条第7号に該当する。</p>

開示しない部分並びに開示しないこととする根拠規定及び当該規定を適用する理由

該当文書	開示しない部分	開示しないこととする 根拠規定 (東京都情報公開条例)	当該規定を適用する理由
令和〇年〇月〇日打合せ記録	打合せ記録の一部	第7条第2号、 同条第3号、 同条第5号、 同条第6号、 同条第7号	<p>他の情報と照合することにより、特定の個人を識別することができる情報であるため、条例第7条第2号に該当する。</p> <p>公にすることにより、当該法人における事業ノウハウが推測され、当該法人の競争上又は事業運営上の地位その他社会的な地位が損なわれると認められることから、条例第7条第3号に該当する。</p> <p>都立病院機構における審議、検討又は協議に関する情報であって、公にすることにより率直な意見の交換若しくは意思決定の中立性が不当に損なわれるおそれ、不当に都民の間に混乱を生じさせるおそれがあるため、条例第7条第5号に該当する。</p> <p>病院の事業運営に関する情報であり、これらを公にすることにより、病院の運営に支障を及ぼすおそれがあると認められるため、条例第7条第6号に該当する。</p> <p>委託企業から公にしないと条件の下に提出された情報で、東京都立病院機構がその条件を了承したもので、公にすることにより、委託企業との信頼を不当に損なうことが認められることから、条例第7条第7号に該当する。</p>

開示しない部分並びに開示しないこととする根拠規定及び当該規定を適用する理由

該当文書	開示しない部分	開示しないこととする 根拠規定 (東京都情報公開条例)	当該規定を適用する理由
令和〇年〇月〇日打合せ記録	打合せ記録の一部	第7条第2号、 同条第3号、 同条第5号、 同条第6号、 同条第7号	<p>他の情報と照合することにより、特定の個人を識別することができる情報であるため、条例第7条第2号に該当する。</p> <p>公にすることにより、当該法人における事業ノウハウが推測され、当該法人の競争上又は事業運営上の地位その他社会的な地位が損なわれると認められることから、条例第7条第3号に該当する。</p> <p>都立病院機構における審議、検討又は協議に関する情報であって、公にすることにより率直な意見の交換若しくは意思決定の中立性が不当に損なわれるおそれ、不当に都民の間に混乱を生じさせるおそれがあるため、条例第7条第5号に該当する。</p> <p>病院の事業運営に関する情報であり、これらを公にすることにより、病院の運営に支障を及ぼすおそれがあると認められるため、条例第7条第6号に該当する。</p> <p>委託企業から公にしないとの条件の下に提出された情報で、東京都立病院機構がその条件を了承したもので、公にすることにより、委託企業との信頼を不当に損なうことが認められることから、条例第7条第7号に該当する。</p>

開示しない部分並びに開示しないこととする根拠規定及び当該規定を適用する理由

該当文書	開示しない部分	開示しないこととする 根拠規定 (東京都情報公開条例)	当該規定を適用する理由
令和○年○月○日SPCへのヒアリング記録	ヒアリング記録の一部	第7条第2号、 同条第3号、 同条第5号、 同条第6号、 同条第7号	<p>他の情報と照合することにより、特定の個人を識別することができる情報であるため、条例第7条第2号に該当する。</p> <p>公にすることにより、当該法人における事業ノウハウが推測され、当該法人の競争上又は事業運営上の地位その他社会的な地位が損なわれると認められることから、条例第7条第3号に該当する。</p> <p>都立病院機構における審議、検討又は協議に関する情報であって、公にすることにより率直な意見の交換若しくは意思決定の中立性が不当に損なわれるおそれ、不当に都民の間に混乱を生じさせるおそれがあるため、条例第7条第5号に該当する。</p> <p>病院の事業運営に関する情報であり、これらを公にすることにより、病院の運営に支障を及ぼすおそれがあると認められるため、条例第7条第6号に該当する。</p> <p>委託企業から公にしないとの条件の下に提出された情報で、東京都立病院機構がその条件を了承したもので、公にすることにより、委託企業との信頼を不当に損なうことが認められることから、条例第7条第7号に該当する。</p>
令和○年○月○日病院へのヒアリング記録	ヒアリング記録の一部	第7条第2号、 同条第3号、 同条第5号、 同条第6号	<p>他の情報と照合することにより、特定の個人を識別することができる情報であるため、条例第7条第2号に該当する。</p> <p>公にすることにより、当該法人における事業ノウハウが推測され、当該法人の競争上又は事業運営上の地位その他社会的な地位が損なわれると認められることから、条例第7条第3号に該当する。</p> <p>都立病院機構における審議、検討又は協議に関する情報であって、公にすることにより率直な意見の交換若しくは意思決定の中立性が不当に損なわれるおそれ、不当に都民の間に混乱を生じさせるおそれがあるため、条例第7条第5号に該当する。</p> <p>病院の事業運営に関する情報であり、これらを公にすることにより、病院の運営に支障を及ぼすおそれがあると認められるため、条例第7条第6号に該当する。</p>

開示しない部分並びに開示しないこととする根拠規定及び当該規定を適用する理由

該当文書	開示しない部分	開示しないこととする 根拠規定 (東京都情報公開条例)	当該規定を適用する理由
令和○年○月○日SPCへのヒアリング記録	ヒアリング記録の一部	第7条第2号、 同条第3号、 同条第5号、 同条第6号、 同条第7号	<p>他の情報と照合することにより、特定の個人を識別することができる情報であるため、条例第7条第2号に該当する。</p> <p>公にすることにより、当該法人における事業ノウハウが推測され、当該法人の競争上又は事業運営上の地位その他社会的な地位が損なわれると認められることから、条例第7条第3号に該当する。</p> <p>都立病院機構における審議、検討又は協議に関する情報であって、公にすることにより率直な意見の交換若しくは意思決定の中立性が不当に損なわれるおそれ、不当に都民の間に混乱を生じさせるおそれがあるため、条例第7条第5号に該当する。</p> <p>病院の事業運営に関する情報であり、これらを公にすることにより、病院の運営に支障を及ぼすおそれがあると認められるため、条例第7条第6号に該当する。</p> <p>委託企業から公にしないとの条件の下に提出された情報で、東京都立病院機構がその条件を了承したもので、公にすることにより、委託企業との信頼を不当に損なうことが認められることから、条例第7条第7号に該当する。</p>
令和○年○月○日病院へのヒアリング記録	ヒアリング記録の一部	第7条第2号、 同条第3号、 同条第5号、 同条第6号	<p>他の情報と照合することにより、特定の個人を識別することができる情報であるため、条例第7条第2号に該当する。</p> <p>公にすることにより、当該法人における事業ノウハウが推測され、当該法人の競争上又は事業運営上の地位その他社会的な地位が損なわれると認められることから、条例第7条第3号に該当する。</p> <p>都立病院機構における審議、検討又は協議に関する情報であって、公にすることにより率直な意見の交換若しくは意思決定の中立性が不当に損なわれるおそれ、不当に都民の間に混乱を生じさせるおそれがあるため、条例第7条第5号に該当する。</p> <p>病院の事業運営に関する情報であり、これらを公にすることにより、病院の運営に支障を及ぼすおそれがあると認められるため、条例第7条第6号に該当する。</p>

開示しない部分並びに開示しないこととする根拠規定及び当該規定を適用する理由

該当文書	開示しない部分	開示しないこととする根拠規定 (東京都情報公開条例)	当該規定を適用する理由
令和〇年〇月〇日SPCへのヒアリング記録	ヒアリング記録の一部	第7条第2号、 同条第3号、 同条第5号、 同条第6号、 同条第7号	<p>他の情報と照合することにより、特定の個人を識別することができる情報であるため、条例第7条第2号に該当する。</p> <p>公にすることにより、当該法人における事業ノウハウが推測され、当該法人の競争上又は事業運営上の地位その他社会的な地位が損なわれると認められることから、条例第7条第3号に該当する。</p> <p>都立病院機構における審議、検討又は協議に関する情報であって、公にすることにより率直な意見の交換若しくは意思決定の中立性が不当に損なわれるおそれ、不当に都民の間に混乱を生じさせるおそれがあるため、条例第7条第5号に該当する。</p> <p>病院の事業運営に関する情報であり、これらを公にすることにより、病院の運営に支障を及ぼすおそれがあると認められるため、条例第7条第6号に該当する。</p> <p>委託企業から公にしないと条件の下に提出された情報で、東京都立病院機構がその条件を了承したもので、公にすることにより、委託企業との信頼を不当に損なうことが認められることから、条例第7条第7号に該当する。</p>